

「令和7年度障害者雇用マッチング機会創出支援事業業務」企画提案募集要領

この要領は、宮城県が実施する「令和7年度障害者雇用マッチング機会創出支援事業」を業務委託するに当たり、事業の企画提案を広く募集し、総合的な審査により受託者を選定するために必要な事項を定めるものである。

1 委託業務の目的

本県における障害者雇用の状況は、令和5年度にハローワークを通じた就職件数が2,142件と高い水準を維持している一方で、県内民間企業の障害者雇用率は、令和6年6月1日現在で2.39%と、依然として法定雇用率（2.5%）を下回っており、本県における障害者雇用の更なる促進は喫緊の課題となっている。

こうした状況を踏まえ、県内の障害者雇用推進（企業）ネットワーク（以下、単に「ネットワーク」という。）参画企業並びにその他県内企業に対して、就職を希望する障害者を1人でも多く雇用し、さらに就業した方が企業に定着できるよう支援することで、障害者雇用率の向上を目指すもの。

2 委託業務の内容

（1）委託業務の内容

「令和7年度障害者雇用マッチング機会創出支援事業」企画提案に関する仕様書（以下「仕様書」という。）のとおりとする。

（2）委託期間

令和7年4月1日から令和8年3月31日まで

3 事業費（委託上限額）

この案件に関する予定価格は、27,890,000円（消費税及び地方消費税を含む。）とする。

なお、この金額は契約金額の限度額を示すものであり、県がこの金額で契約を締結することを約束するものではない。

4 企画提案事業に応募できる者に必要な資格等に関する事項

（1）応募者の資格

宮城県に活動拠点（本社又は営業所等）を有し、委託事業を的確に遂行するに足りる能力を有する者とする。

（2）応募者の条件

次のすべての条件に該当する者のみ、応募することができる。

イ 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当する者でないこと。

ロ この事業の応募開始時から企画提案提出時までの間に、宮城県の「物品調達等に関する競争入札の参加資格制限要領（令和6年4月1日施行）」に掲げる資格制限の要件に該当する者でないこと。

- ハ 宮城県県税並びに消費税及び地方消費税を滞納していないこと。
- ニ 宮城県入札契約暴力団等排除要綱（平成20年11月1日施行）の別表各号に規定する措置要件に該当しないこと。
- ホ 政治団体（政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第3条に規定するもの）に該当しないこと。
- ヘ 宗教団体（宗教法人法（昭和26年法律第126号）第2条の規定によるもの）に該当しないこと。

5 企画提案の事項

- (1) 県内企業における障害者雇用の現状及び課題分析
- (2) 企業及び経済団体等訪問による障害者雇用の普及啓発及び業務選定（業務切出し等）支援に関する事業内容及び事業計画
- (3) 企業向けセミナーに関する事業内容及び事業計画
- (4) 特別支援学校・障害者雇用優良企業等見学会に関する事業内容及び事業計画
- (5) 企業説明会・面接会に関する事業内容及び事業計画
- (6) ネットワークの構築・活動支援に関する事業内容及び事業計画
- (7) その他障害者の定着等障害者雇用率の向上につながる取組に関する事業内容及び事業計画
- (8) 委託業務の達成目標
- (9) 事業全体のスケジュール
- (10) 事業全体の実施体制・運営体制

6 事業に関する質問受付及び回答

本事業に関する質問については、質問書（様式第1号）を提出すること。（口頭及び電話による照会については応じない。）

(1) 提出先等

イ 受付期間 令和7年1月14日（火）から令和7年1月20日（月）午後5時まで

ロ 提出先 宮城県経済商工観光部雇用対策課雇用推進班

ハ 提出方法 指定様式（様式第1号）を用いて、E-mailの方法のみにより受け付けるものとする。【E-mail アドレス：koyousu@pref.miyagi.lg.jp】

ニ 回答 質問に対する回答は、集約したものを、本県公式ウェブサイトの雇用対策課のウェブページにおいて公表する（質問者の氏名・名称等は公表しない）。

ただし、参加資格に関することや、質問又は回答の内容が質問者の具体的な提案事項に密接に関わるものについては、質問者に対してのみ回答する。また、質問の内容によっては回答しないこともある。

7 企画提案書の提出

- (1) 提出期限 令和7年1月30日（木）午後5時まで（必着）
- (2) 提出方法 持参又は郵送とする。
- (3) 提出先 宮城県経済商工観光部雇用対策課雇用推進班
宮城県庁行政庁舎14階 北側

(4) 提出書類

イ 企画提案提出書（様式第2号） 1部

ロ 企画提案書 11部

規格：A4判、片面印刷25ページ以内（表紙及び目次はページ数に含まない。）

表紙を付け、ページに通し番号を付すること。

表紙には、提案事業者の名称を記載すること。

ハ 企画提案募集条件に関する宣誓書（様式第3号） 1部

ニ 事業経費参考内訳書（様式第4号） 1部

ホ 類似業務の実績 11部

(5) 提出後の変更

提出された書類について、提出後の差し替え、変更及び取消は一切認めない。

また、提出された書類は、一切返却しない。

(6) 無効の取扱い

次のいずれかに該当する場合は、無効とする。

イ 提出された企画提案書等に記載されている文字の判読が困難である場合、又は文意が不明である場合。

ロ 本実施要領等に従っていない場合。

ハ 下記8に示すプレゼンテーションに参加しなかった場合。

ニ 同一の団体等が2つ以上の企画提案書を提出した場合。

ホ 企画提案方式による公正な企画提案の執行を妨げ、若しくは不正の利用を得るために連合した団体等が提出した場合。

ヘ 次に該当する場合

民法（明治29年法律第89号）第90条（公序良俗）、第93条（心裡留保）、第94条（虚偽表示）又は第95条（錯誤）に該当する提案。

(7) その他

イ 企画提案書の提出を取り下げる場合は、速やかに「取下願」（様式第5号）を提出すること。

ロ 企画提案書の再提出は、認めない。

ハ 取下願の提出があった場合も、既に提出された企画提案書は返却しない。

ニ 審査は提出された企画提案書により行うが、提案受付後、提案内容について説明を求めることがある。

8 契約相手方の決定

(1) 契約予定者の選定方法

「障害者雇用マッチング機会創出支援事業」企画提案に関する選定委員会（以下「選定委員会」という。）において応募のあった事業の企画提案書及びプレゼンテーションを、下記

(3)の審査基準に基づき委員ごとにそれぞれ採点評価・順位付けを行い、各委員が付けた順位点の総計が最も高い応募者1者を業務委託候補者として選定する。

(2) 審査方法

イ 企画提案書及び応募者による提案内容の説明（プレゼンテーション）を、審査基準に

に基づき委員ごとにそれぞれ採点評価・順位付けを行い、各委員が付けた順位点の総計が最も高い応募者1者を契約予定者として選定する。

ロ イにおいて、順位点の総計が最も高い応募者が複数ある場合は、各委員が採点した評価点が最も高い応募者1者を契約予定者として選定する。評価点が同点の場合は、委員長が契約予定者を選定し、選定に当たり疑義が生じた場合は、選定委員会で協議の上、契約予定者を選定する。

ハ イ及びロの規定にかかわらず、採点評価の結果、各委員が採点した得点の総計の平均が6割に満たない場合は選定しないものとする。

ニ 応募者が3者を超えた場合は、プレゼンテーション審査の前に選定委員会において一次審査（書面審査）を実施し、プレゼンテーション審査に参加できる上位3者を選定する。

(3) 審査基準

イ 評価点は、次の審査項目及び配点（合計100点）とする。

	審査項目	配点(点)
1	県内企業における障害者雇用の現状把握及び課題分析 ① 県内企業における障害者雇用の現状を的確に把握しているか ② 県内企業における障害者雇用状況に関する課題を的確に分析しているか	10
2	企業及び経済団体等訪問による障害者雇用の普及啓発及び業務選定（業務切出し等）支援に関する事業内容及び事業計画 ① 普及啓発、情報収集及び提供の提案内容は、障害者雇用の理解促進に有効であるか ② 訪問先企業の選定及び訪問件数の設定は提案内容の実施に当たり適切であるか	10
3	企業向けセミナーに関する事業内容及び事業計画 ① 開催回数及び開催地域、開催規模、講師の選定、参加企業の募集方法は、提案内容を実施するに当たり適切であるか ② 提案内容は、県内企業の障害者雇用促進に有効であるか	10
4	特別支援学校・障害者雇用優良企業等見学会に関する事業内容及び事業計画 ① 開催回数及び開催地域、開催規模の設定、訪問先学校・企業の選定方法は、提案内容を実施するに当たり適切であるか ② 提案内容は、県内企業の障害者雇用促進に有効であるか	10
5	企業説明会・面接会に関する事業内容及び事業計画 ① 開催回数及び開催地域、開催規模の設定は、提案内容を実施するに当たり適切であるか ② 提案内容は、県内企業の障害者雇用促進に有効であるか	10
6	ネットワークの構築・活動支援に関する事業内容及び事業計画 ① 目標開催回数及び開催地域、開催規模の設定は適切であるか ② 提案内容は、県内企業の障害者雇用促進に有効であるか	15
7	その他障害者の定着等障害者雇用率の向上につなげるための取組に関する事業内容及び事業計画 ① 提案内容は、障害者雇用促進及び障害者の定着支援の観点から有効であるか ② 提案内容は具体的かつ実現性があるか	10

8	委託業務の達成目標 ① 達成目標の設定及びその把握方法は適切であるか	5
9	事業全体に関するスケジュール ① 全体スケジュールは提案内容を実施するに当たり実現性があるか	10
10	事業全体に関する実施体制・運営体制 ① 事業全体の実施体制・運営体制は提案内容を実施するに当たり適切であるか ② 当該業務に従事する者の障害者雇用に関する知見、その者への研修、緊急時のフォローアップ体制は提案内容を実施するに当たり適切であるか	10

ロ 順位点は、次のとおりとする。

1位：2点 2位：1点 3位：0点

(4) 一次審査（書面審査）

イ 一次審査の実施日

令和7年2月4日（火）

ロ 審査の実施方法

提案事業者が3者を超えた場合は、応募のあった企画提案書について、上記（3）の審査項目及び配点に基づいて審査し、書類審査の結果、上位3事業者を選定する。

ハ 一次審査結果の通知

審査終了後は速やかに全ての企画提案書提出者に審査結果を通知する。

なお、一次審査を実施しなかった場合は、全ての応募者に対しプレゼンテーション審査日程を書面にて通知する。

(5) プレゼンテーション審査

イ プレゼンテーション実施日

令和7年2月13日（木）

ロ 実施会場

宮城県庁行政庁舎 経済商工観光部会議室（14階南側）

ハ 実施方法

- ・出席者は1応募者につき3名以内とする。
- ・1応募者当たりの持ち時間は40分以内（説明20分以内、質疑応答15分以内、評価5分）とし、県から指示した時間で順次、個別に行うものとする。
- ・事前に提出された企画提案書に基づいてプレゼンテーションを行うものとし、プロジェクター及びパソコンの使用並びに当日の追加資料配付や資料の差し替えは認めない。

ニ 審査結果の通知

企画提案書及びプレゼンテーションにより、上記（3）の評価基準に基づいて選定委員が審査し、採点評価・順位付けを行い、各選定委員が付けた順位点の総計最上位1事業者を選定する。審査が終了次第、プレゼンテーション出席者に審査結果を書面にて通知することとし、選定結果については、後日宮城県経済商工観光部雇用対策課ホームページにて公表する。

9 応募者が1者又ははない場合の取扱い

(1) 応募者が1者の場合

上記8 (5) によるプレゼンテーション審査を実施し、業務を適切に実施できると判断される場合は、当該者を契約予定者として選定する。

(2) 応募者がいない場合

選定委員会に諮った上で、再度企画提案を募集するものとする。

10 委託契約について

原則として、選定委員会で選定された契約予定者に当該業務を委託することとする。宮城県は、選定した契約予定者と別途見積合わせを実施し、契約金額を確定した後に契約を締結するものとする。

なお、選定された事業者が委託契約を辞退した場合にあっては、企画提案の審査で次点の評価を受けた事業者とする。

また、委託業務の実施に関して、契約予定者の企画提案の内容をそのまま実施することを約束するものでなく、県と契約予定者で協議の上、決定するものとし、実施の業務内容や進め方については、随時県と協議して決定する。

11 企画提案実施に関するスケジュール

- (1) 企画提案募集に関する公告・・・・・・・・・・・・・・・・令和7年1月14日(火)
(県出納局契約課及び県経済商工観光部雇用対策課のホームページに掲載する。)
- (2) 募集内容に関する質問受付・・・・・・・・令和7年1月14日(火) から
1月20日(月) 午後5時まで 必着
- (3) 質問に対する回答・・・・・・・・・・・・・・・・令和7年1月22日(水)
- (4) 企画提案書の提出締切・・・・・・・・令和7年1月30日(木) 午後5時まで 必着
- (5) 一次審査(応募者が3者を超えた場合)・・・・・・・・令和7年2月4日(火)
- (6) 一次審査の結果(応募者が3者を超えた場合) 及び
プレゼンテーション審査の日程通知・・・・・・・・令和7年2月5日(水)
- (7) プレゼンテーション審査・・・・・・・・令和7年2月13日(木)
- (8) プレゼンテーション審査結果の発表・・・・・・・・令和7年3月中旬
- (9) 選定業者との契約に関する準備・・・・・・・・令和7年3月下旬
- (10) 契約締結予定日・・・・・・・・令和7年4月1日(火)

12 企画提案実施に当たる広報

事業の企画提案募集要領及び企画提案に関する仕様書については、令和7年1月14日(火) から、宮城県出納局契約課及び宮城県経済商工観光部雇用対策課のホームページに公開する。

13 注意事項

- (1) 本事業は、国の「新しい地方経済・生活環境創生交付金」を財源として実施する予定であり、同交付金の要領等に従い、実施する。
- (2) 企画提案に要する費用は、すべて企画提案者の負担とする。

- (3) 委託者（県）と受託事業者との契約内容は、企画提案された内容を踏まえ、協議のうえ決定するものとする。なお、協議が整わない場合は、受託者を変更することがある。
- (4) 企画提案に参加する事業者が不穏な行動をするとき、又は企画提案を公正に執行することが困難であると認めるときは、プロポーザル方式による企画提案の実施を延期または取り止めることがある。
- (5) 県は、企画提案者から提出された提案書等は、本業務における契約予定者の選定以外の目的に使用しないものとする。
- (6) 企画提案者は、本業務に関して県から受領又は閲覧した資料等は、県の了解なく公表又は使用してはならない。
- (7) 本事業は、年度当初から業務を開始する必要があることから、地方自治法（昭和22年法律第67号）及び地方自治法施行令に基づき条例で定めた長期継続契約対象業務として、年度開始（歳出予算成立）前に企画提案の手続を進めているものである。
したがって、本件に関する歳出予算が不成立となったときは、契約手続きの中止や契約の解除を行う。
- (8) 提出された企画提案書等は、行政文書となるため、情報公開条例等（平成11年宮城県条例第10号）による開示請求があった場合、非開示部分（個人情報や公開することにより企画提案者の権利、競争上の地位その他正当な利益が損なわれると認められる情報など）を除き、開示することとなる。